

町税は納期限内に納付しましょう

町税は自主的に納期限内納付することが原則です。

納期限までに町税を納付しない場合は督促状が送付されます。督促状を発送した日から10日を経過した日までにこの町税にかかる徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。徴収金とは、本税に延滞金、督促手数料などを合わせたものです。

まだ納付されていない方は、金融機関等で早急に納付してください。

納期限を過ぎても納付がない場合

納期限までに納付された方との公平性を保つため、次のとおり滞納処分の手続きを行うこととなります。

- ①督促状の送付 ②電話や文書、直接訪問などによる納税の催告 ③財産調査を実施
- ④預金、給与、不動産等の財産の差押え ⑤差押えた財産の公売・換価

何らかの事情により納付できない方は、未納のまま放置せず、税務課へご相談ください。

【お問い合わせ先】 税務課(TEL: 63・3802)

中学生税の標語

日高地方租税教育推進協議会(北村文夫会長)が、募集していた令和5年度「税に関する中学生の標語」に町内中学校から215点の応募がありました。その中から、次の3点が優秀作品に選ばれ、同協議会より表彰されました。なお、受賞作品は、御坊税務署および役場庁舎内に1年間掲出されます。

税金で

平和な未来

後世に

大切な

ものための

未来の投資

税金で

国を変えよう

支えよう

3年 鈴木 美緒奈

2年 山下 結萌

3年 前井 寿理

御坊税務署からのお知らせ

非常勤職員の募集について

御坊税務署では、確定申告期における非常勤職員を募集しております。

興味のある方は、担当者までお気軽に御連絡ください。※定員になり次第、締め切らせていただきます。

- 期間：令和6年2月上旬から令和6年3月下旬まで
- 勤務日：月曜日から金曜日(土日祝除く)
- 賃金：時給930円
- 仕事内容

確定申告に来られた納税者のパソコン操作補助、案内事務、受付事務、パソコン入力、書類の仕分け等

【お問い合わせ先】

御坊税務署 総務課 角田(つのだ)
(TEL: 22・0695 音声案内「2」)

国税に関するご質問・ご相談について

令和5年11月1日(水)スタート!
国税相談専用ダイヤル

0570・00・5901

受付時間：平日午前8時～午後5時(全国一律料金)
(土日祝日および12月29日～1月3日を除く。)

電話で解決!

音声案内に沿って、次の①～⑥を選択します。(確定申告期には、⑦ 確定申告が追加されます。)

- ① 所得税 ② 源泉徴収、年末調整、支払調書
- ③ 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- ④ 法人税 ⑤ 消費税、印紙税 ⑥ その他

- ・相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- ・上記ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください。



税に関する情報は国税庁ホームページへ
(<https://www.nta.go.jp/>)

建築物の新築・増改築または取壊しをされた方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お手数ですが、完成後に税務課までご連絡ください。

また、建物を取り壊した場合には、滅失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、滅失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出を行ってください。

【お問い合わせ先】 税務課(TEL: 63・3802)

後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ

ジェネリック医薬品使用促進のお知らせをお送りしています

11月下旬から12月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用された場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象にジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善には、ジェネリック医薬品の普及が重要です。この機会に、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。切り替えを希望される方は、かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

※このお知らせは、現在処方を受けているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が軽減できることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

【お問い合わせ先】

和歌山県後期高齢者医療広域連合 日赤会館9階(TEL: 073・428・6688)
(和歌山市吹上2丁目1番22号)



『地域カフェ』を開催します！

みなさんで、お茶を飲みながら、
楽しい時間を過ごしませんか？

日時 12月22日(金) 午後1時30分～3時
場所 高家(南)集会所(日高町高家1031-4)
参加費 100円
対象 日高町内にお住まいの方

【お問い合わせ先】

日高町地域包括支援センター(いきいき長寿課内) (TEL: 63・3807)



提供メニュー

- ◎コーヒー
- ◎紅茶
- ◎日本茶

「サンフルひだか」のパン
販売を予定しています！